
第3章 緑の将来都市像の実現のための方針

3-1 緑の将来都市像の実現に向けた方針

- 1) 歴史文化を守る緑
- 2) 安全安心をもたらす緑
- 3) 環境負荷を和らげる緑
- 4) 生き物を育む緑
- 5) 交流とふれあいを広げる緑
- 6) 美しい景観をつくる緑
- 7) 暮らしを支え豊かにする緑

3-2 保全・整備・緑化・連携の施策

- 1) 緑地の保全
- 2) 都市公園等の整備
- 3) 緑化の推進
- 4) 連携の推進



ハマギク

第3章

緑の将来都市像の実現のための方針

○緑の将来都市像の実現に向けた方針は、本市がめざす緑(緑の将来都市像)を実現するために必要な、緑の機能別の方針です。

○第1章で示している、本市の都市特性に応じた7つの緑の機能ごとに、その方針を示しています。

○緑の将来都市像の実現に向けた取組の内容は、施策との関係では「緑地の保全」、「都市公園等の整備」、「緑化の推進」、「連携の推進」に集約できることから、7つの機能別の取組の内容を施策の柱に対応させて次のように整理しています。

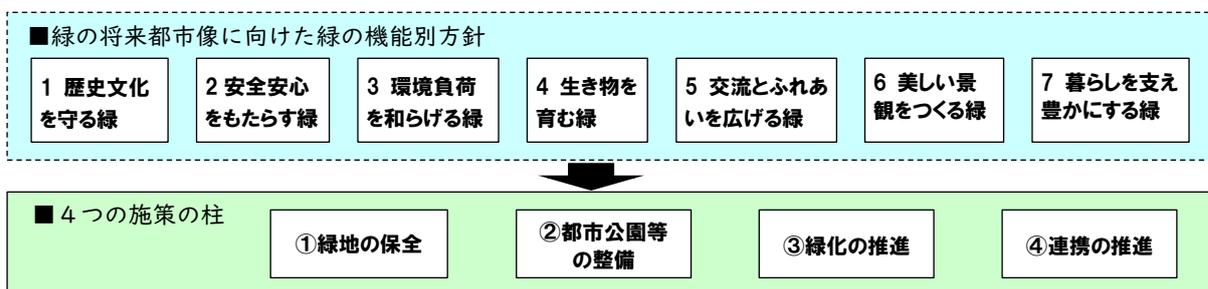


図 3-1 緑の機能別方針と施策の柱

3-1 緑の将来都市像の実現に向けた方針

○7つの緑の機能は、独立して発揮されるものではなく相互に関連しながら緑のまちづくりに寄与するものです。7つの方針においては、それぞれの緑の機能に相互に及ぼす影響も踏まえ、整合を図りながら将来都市像を実現していくこととします。

○7つの機能別方針には、関連するSDGsのゴールのアイコンを示しています。

1) 歴史文化を守る緑



自然と共生してきた歴史文化を次世代に継承します。

日本を代表する古都の歴史的風土を構成する緑を、一体的に保存します。また、地域の歴史的遺産、文化財等にも目を向けて、歴史文化と緑の融合が感じられる環境を広げます。

■ 古都の歴史的風土を構成する樹林地を一体的に保存^{※1}し、継承します

○国・県・隣接市と連携し、歴史的風土を構成する朝比奈地区、八幡宮地区、大町・材木座地区、長谷・極楽寺地区、山ノ内地区に広がる緑を歴史文化遺産と一体的に保全します。

○歴史的風土保存区域内の緑地に対しては、国・県と連携し、防災面・景観面に配慮した維持管理を進めます。

○史跡指定を受ける社寺の境内地や歴史的建造物・社寺の境内地周辺の樹林地を保全し、名勝・天然記念物の指定を受ける庭園、樹木等を保護します。

○史跡指定を受けるやぐら、切通し等の歴史文化遺産と結びついた緑を適切に管理し、保全します。

■ 歴史文化とのふれあいの場の保全・活用を図ります

○史跡永福寺跡・史跡北条氏常盤亭跡・史跡鶴岡八幡宮境内（御谷地区）を、将来的に鎌倉の歴史を学び、ふれあい、楽しむことができる場として整備・活用します。

○鎌倉の歴史を学び楽しめる施設として、旧華頂宮邸・扇湖山荘の活用に向けた取組を推進します。

○歴史文化とふれあう緑の空間として活用されている、社寺境内地の緑の保全を検討します。

■ 市域に分布する歴史文化資源と結びついた緑を保全・活用します

○市域に分布する社寺林や社寺の庭園、旧鎌倉街道沿いに残る樹林、伝統的な祭りの背景となる緑などを、鎌倉の歴史文化を今日に伝える緑の資源として保全します。

○エコミュージアム構想^{※2}との整合を図りながら、遺跡・史跡などを計画的に保全し、その一部を歴史文化遺産の展示・公開の場となるオープンスペースとして効果的に活用します。

■ 歴史文化の緑を支える連携を推進します

○関係する自治体とも連携し、市域を超えた緑地の適切な保全を図ります。

○広域的に重要な役割を持つ歴史文化を守る緑を、古都保存法等の趣旨にも沿って、国・県と連携して適正な役割分担により保全し、質の充実に取り組みます。

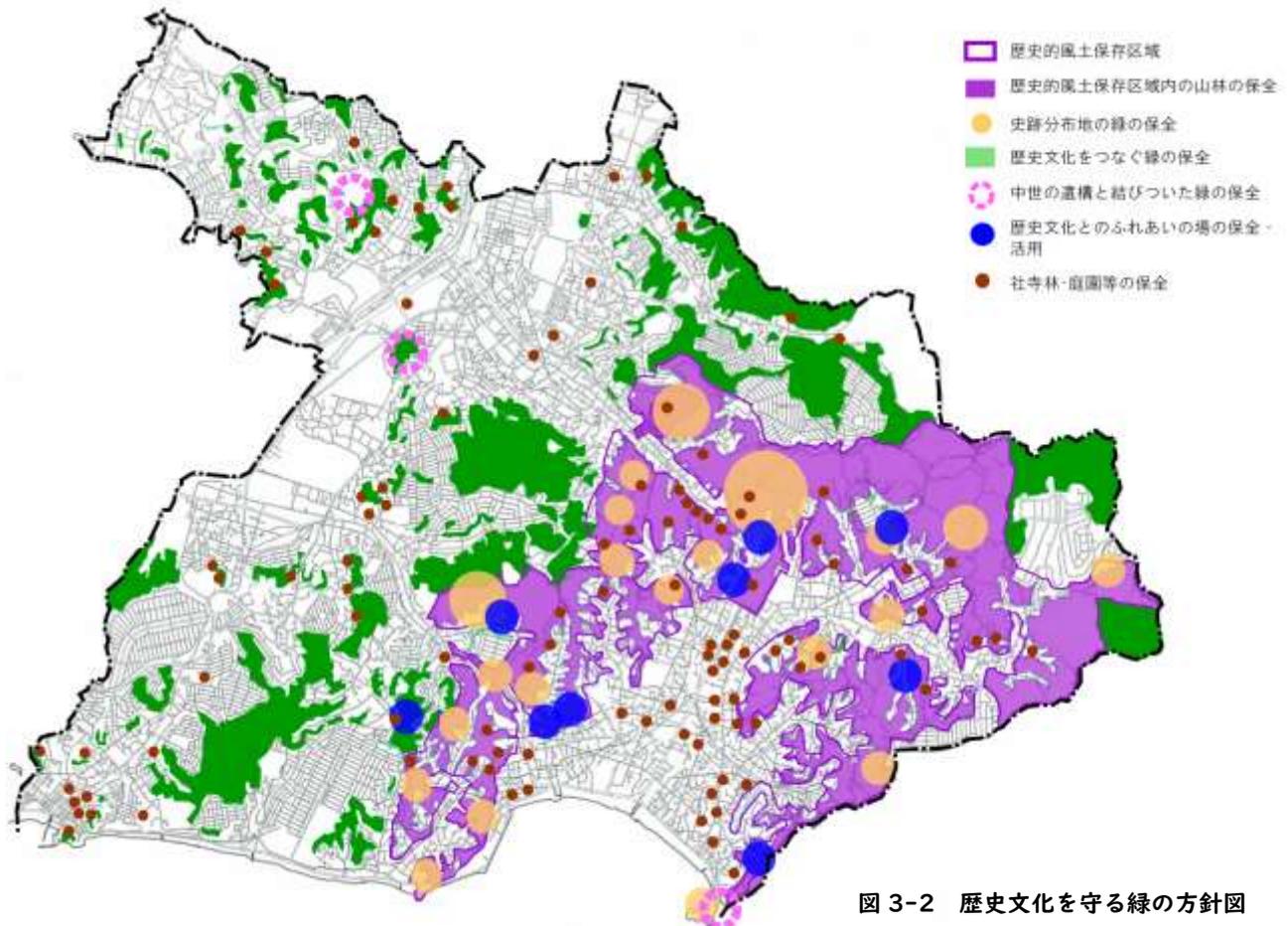


図 3-2 歴史文化を守る緑の方針図

※1 自然の有する価値を積極的に人間生活に活用し、なおかつ、良好な自然として保つこと。積極的に活用するため自然の多少の質的变化は生ずるが、他の土地利用形態への転換は行わない。

※2 エコミュージアム構想は、令和2年(2020年)6月に策定した「鎌倉市にふさわしい博物館構想」において、市域全体を博物館として捉え、地域に存在する歴史・文化・自然等の遺産群を現地で保存・活用するほか、これらをつなぐ散策ルートが発見の小径(ディスカバリートレイル)として設定する考え方を示しているもの。

2) 安全安心をもたらす緑



大規模地震の発生に伴う市街地火災・津波被害や気象災害の激甚化に伴う土砂災害の発生が予測される中で、様々な災害の防止や減災につながる緑を適切に保全し管理します。

■ 延焼防止機能を有する緑を保全・創造します

○丘陵尾根部に広がる樹林地、市街地内に断続的に残る緑地、丘陵住宅地の緑地、関谷地区の農地、生産緑地等を、延焼防止機能を有する緑として位置づけ、保全を図ります。

○滑川、柏尾川、砂押川等の河川沿いの空間の確保、街路樹の植栽等により、延焼の防止、避難路の安全確保の機能を持つ緑のネットワークの形成を図ります。

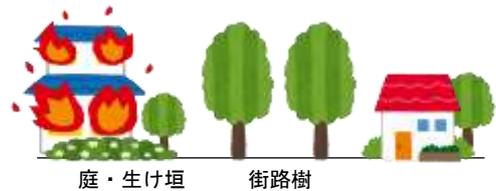


図 3-3 緑の延焼防止機能

○大規模な工場や工場施設が集積する地区では、被害の拡大を防止する敷地外周部の緑化を誘導します。

■ 災害時の避難場所となる緑・オープンスペースを確保します

○広域避難場所やミニ防災拠点として位置づけている都市公園、学校用地等の延焼防止機能を向上させる緑化を推進します。

○津波浸水被害や大雨洪水被害の対策として、現在の広域避難場所の指定施設に加え、想定されている浸水予想区域の外周部に立地する都市公園、社寺境内地、公共施設緑地等を活用した、市民や来訪者の緊急避難場所となるオープンスペースを確保します。

○深沢地域国鉄跡地周辺拠点において、市街地の一時的な避難場所となる公園を整備します。

○広域避難場所やミニ防災拠点に至るルート沿いでの接道緑化を推進し、延焼や建物倒壊から住民を守り、避難の安全性を高めます。

○災害時の一時的な避難地としての機能を有する緑である生産緑地地区の保全を図ります。

コラム 災害に強い樹林地の管理

災害に強い樹林地の管理では、次のような状態を維持していくことが望まれます。

- ・根が広く、基岩層まで深く発達している。
- ・草本類が発達し、表土が現れていない。
- ・林内は過密ではなく、適度に明るい。
- ・幹が太く成長し、樹冠とのバランスが取れている。

防災に主眼を置いた樹林地の管理手法として、次のような点が挙げられます。

- ・深根性の樹木は保全し、幼樹や稚樹を生育する。
- ・傾きのある樹木や浅根性の樹木は伐採し、林床に光が届くようにする。
- ・倒木は撤去する。
- ・ササや下草を定期的に管理し、林床植生を維持する。
- ・人家側に伸びた枝は整枝し、幹が張り出している樹木は伐採する。

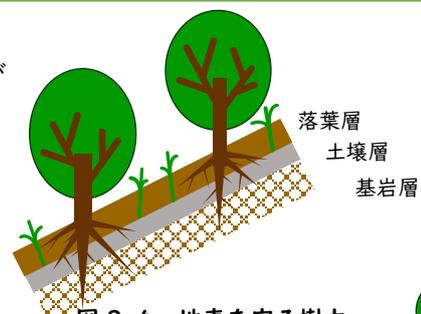


図 3-4 地表を守る樹木



図 3-5 土砂災害を防ぐ維持管理

■ 緑・オープンスペースの洪水調整機能を高めます

○河川の上流・中流域の丘陵・台地面では、樹林地の保全と適正な維持管理によって雨水の保水機能を確保します。下流域の洪水浸水想定区域が広がる低地面では、緑やオープンスペースの洪水調整機能を高めるため、雨水の貯留機能を有する公園づくりや、雨水の浸透・地下水かん養につながる道路・公共施設の緑化など、グリーンインフラの視点を取り入れた防災・減災対策を進めます。



図 3-6 緑の洪水調節機能

■ 土砂災害の発生防止につながる緑を保全し、管理します

○法律に定める土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定区域やその周辺部の斜面樹林地について、必要に応じ危険木の除去、間伐の実施、土留工の設置、人家に近い斜面樹林の林相の転換など、樹木維持管理を行うことで斜面地の安全性を高めます。

これらの維持管理作業の実施に当たっては、周囲の自然景観との調和に十分配慮します。

○民有緑地については、安全性を高めるため、必要に応じた枝払いや伐採等を支援することにより、手入れの行き届いた緑地の拡大を進めます。

○市民をはじめとした多様な主体との連携により、安全性を向上させる緑地の保全・維持管理を推進します。

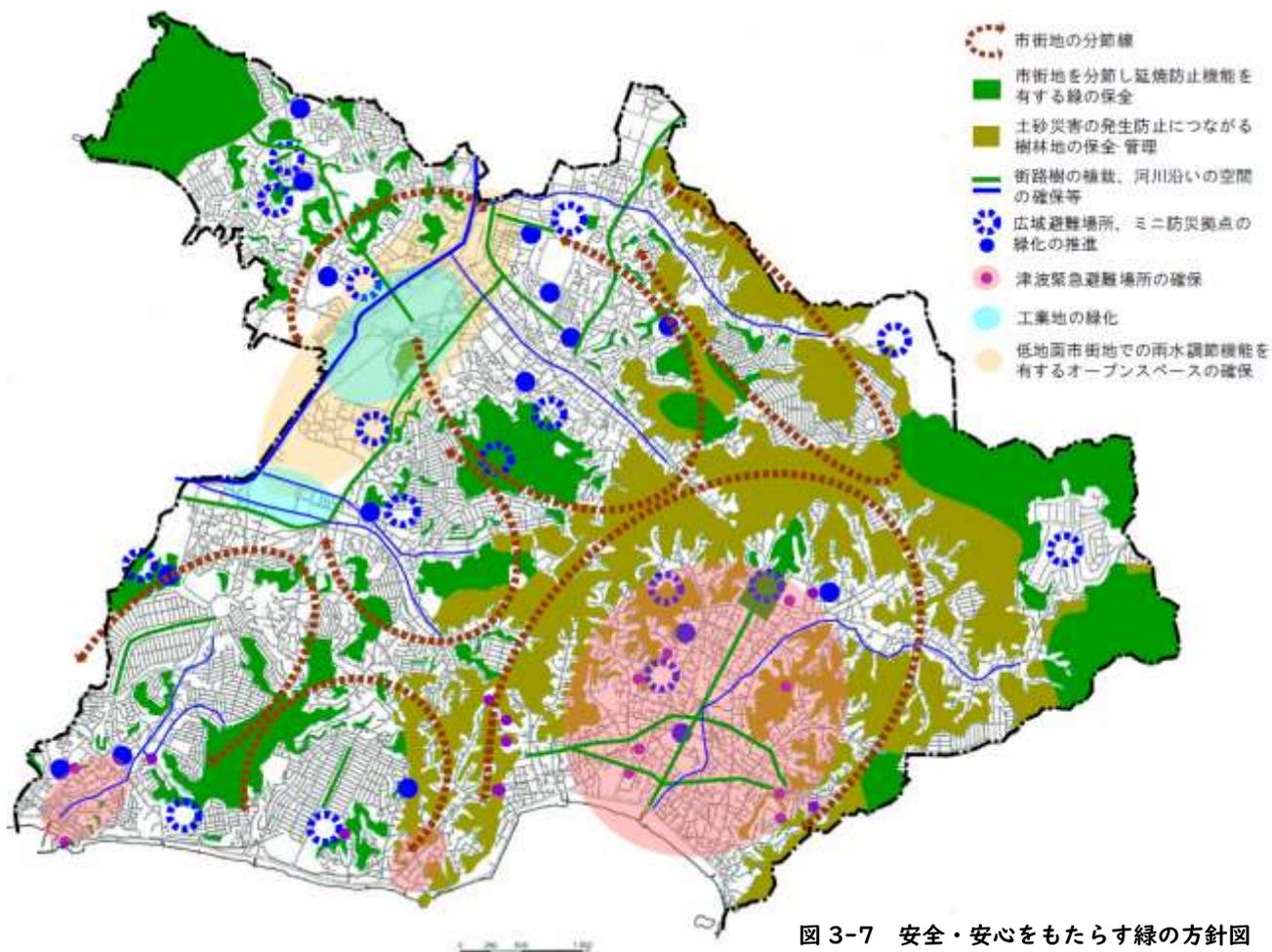


図 3-7 安全・安心をもたらす緑の方針図

3) 環境負荷を和らげる緑



脱炭素まちづくりに向けた樹林地の二酸化炭素の吸収・固定機能の向上など、都市の環境負荷低減につながる緑を保全・創出し管理します。

■ 環境機能の向上に繋がる緑を保全します

○二酸化炭素の固定・吸収源の根幹をなす、丘陵尾根部に広がる緑地を一体的に保全するとともに、二酸化炭素量の長期的・安定的な固定・吸収量を維持するため、適正に管理された樹林地面積の拡大を図ります。また、管理に伴い発生した材の活用を図ります。

○まとまりのある樹林地が持つ冷温域としての機能を維持するため、丘陵地に広がる樹林地を保全します。

○丘陵尾根部に延びる樹林地と、これに続く市街地内に断続的に分布する緑地を計画的に保全して市街地を包み込む緑の連続性を確保し、冷温域から市街地に冷気を供給します。

■ 環境負荷の低減につながる市街地の緑を保全・創出します

○市街地では、公園の植栽、主要道路の街路樹、河川沿いの環境整備などによって二酸化炭素の固定・吸収源となる緑を増やします。

○学校をはじめとする公共施設の緑化、住宅地の緑化、市街地中心部での商業業務施設の緑化、工場敷地の緑化などにより、脱炭素まちづくりにつながる市街地全体での緑の増加を図ります。

○緑地の保全や市街地の緑化、生産緑地地区の保全などによって雨水の浸透面積の増大を図り、流域の水循環の確保のための雨水の浸透を図ります。

■ 環境を支える連携を推進します

○環境負荷を和らげる緑地の機能について、市民の理解を深めるため、緑の知識の普及に取り組みます。

○市街地における宅地や事業所などの緑化は、市民・企業等と連携し推進します。

○樹林地の維持管理と間伐材等の利活用方法について、市民・事業者と連携し検討を進めます。

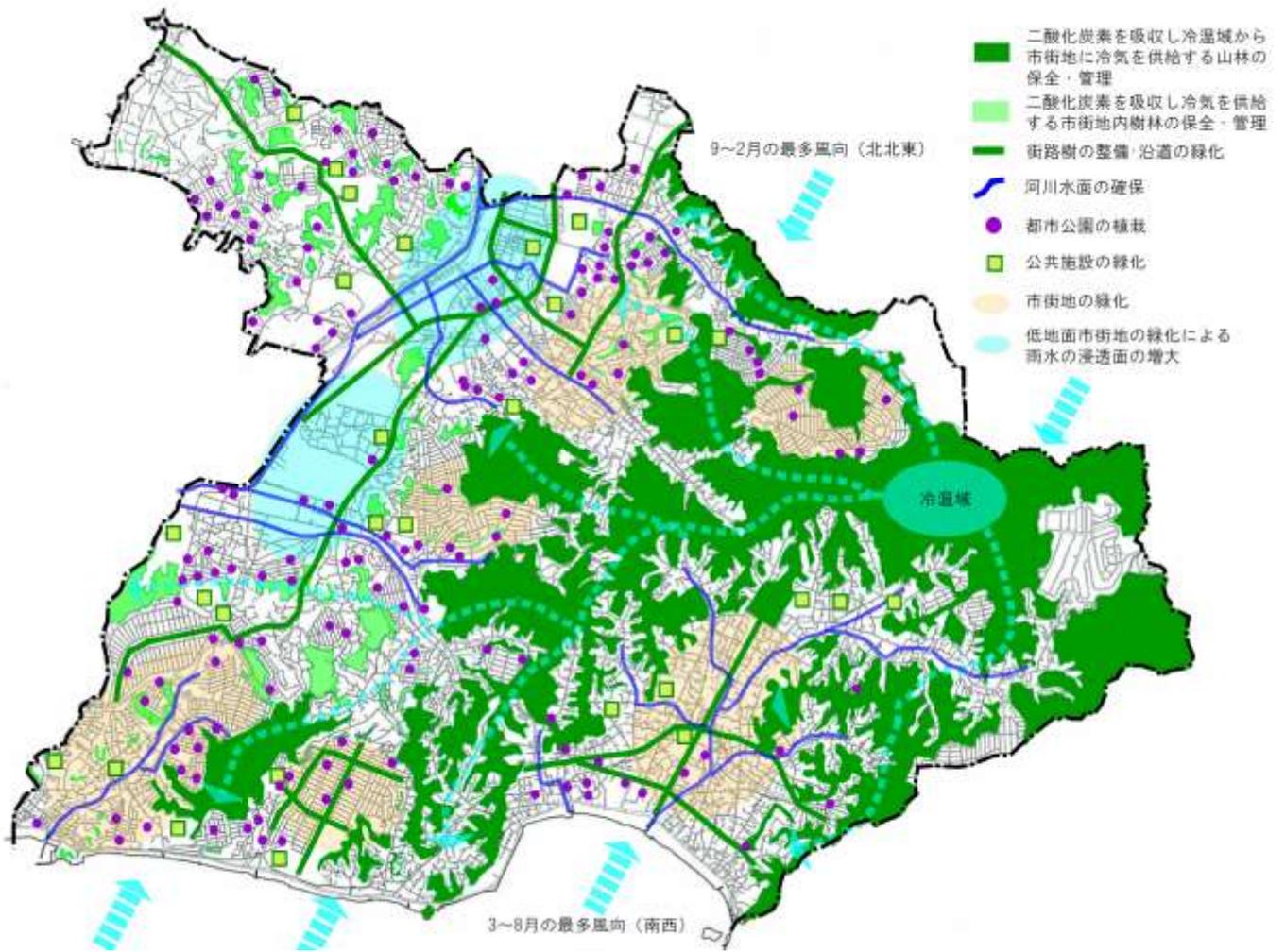


図 3-8 環境負荷を和らげる緑の方針図

4) 生き物を育む緑



生物多様性を保全するためには、生物の種の多様性が確保される緑の環境を維持するとともに、生態系の多様性が維持されるよう、様々な水・緑の空間をつなげて生態系ネットワークを形成していくことが重要です。この視点に立って、流域ごとの「種の地域性」※1にも配慮した生き物を育む水と緑を保全し、連続性を高めて在来種の保全に繋がります。

■ 生態系ネットワークの骨格をつくる山・川・海浜の自然環境を保全します

- 源流域を構成する鎌倉地域の丘陵山頂一帯の樹林地と、そこから大船・深沢・腰越地域の尾根沿いに延びるまとまりのある樹林地を、生態系ネットワークの核をなす緑地として一体的に保全します。これらの樹林地については、生物多様性に配慮した間伐・下草刈りなどの管理を行います。
- 主要河川であり、生態系ネットワークの回廊の役割を果たす滑川・神戸川・柏尾川・極楽寺川・砂押川・小袋谷川等の水辺環境を保全し、水系の連続性の確保を図ります。
河川空間に対しては、河畔樹木・樹林の保全・再生などにより、生物の生息・生育地としての機能を高めます。また、河川上中流域に分布する水源部の絞り水や、そこから流れ出る谷戸の小さな流れ、点在しているため池を保全し、流域全体の自然環境のつながりを検討します。
- 材木座海岸から稲村ヶ崎、七里ヶ浜、小動岬に続く海浜の自然環境と、これにつながる海浜背後の斜面・断崖地の自然環境の、一体的保全を図ります。
- 生態系の多様性の確保では、都市内で多様な生物の生息・生育地となる生態系ネットワークの「中核」・「回廊」・「拠点」の機能を持つ緑地を保全・創出し、ネットワーク化を図っていくことが必要です。

■ 身近な生物と重要性の高い動植物の生息・生育地となる緑を保全します

- 市街地の広がる地域に飛び石状に残る樹林地・社寺林・農地等については、生態系ネットワークの形成に重要性の高い緑地を拠点として計画的に保全するとともに、それぞれの植生に適した樹林管理等を行って、生物の生息・生育環境の保全を図ります。
- 市街地の住宅地では、市民の緑化活動とも連携し身近な生き物の生息に寄与する環境を増やします。
- 道路、公共施設、市街地内河川、都市公園等での生態系に配慮した緑化を推進し、市街地における生物多様性の向上と生態系ネットワークの形成を図ります。
- 自然環境調査により希少動植物や指標動植物種の存在を把握し、在来種の生息・生育環境保全を図ります。

■ 生き物を育む緑を支える連携を推進します

- 市民を始めとした多様な主体と連携し、流域生態系の自然環境などを調査・把握し、生物多様性に寄与する施策に取り組みます。

■ 自然観察の場の充実を図ります

- より多くの市民が鎌倉の自然と身近に関わり、自然とのふれあいの楽しさを体験できるように、都市公園や都市緑地等を活用した自然観察の場の充実を図ります。

※1 種の地域性は、流域毎の動植物種の生息・生育状況の特徴を示す用語として用いています。

表 3-1 生態系ネットワークを構成する緑の役割と対象地

名称	役割	対象となる緑
中核	主要な植物種の生育地、動物種の繁殖地であり、採餌場・休息の場ともなるまとまった空間	・鎌倉地域の山頂部一帯から尾根部沿いに延びるまとまりのある樹林地、及びこれとつながる鎌倉広町緑地、鎌倉中央公園、海浜・海 等
回廊	獣類や小動物が安全に移動できる空間	・滑川、神戸川、柏尾川、極楽寺川、砂押川等の河川 ・材木座から腰越海岸に至る海浜 ・市街地の縁辺部に連続して残る樹林地 ・街路樹
拠点	生態系ネットワークの縁辺部と先端部分の空間、動植物の生息・生育地であり、採餌・休息の場となる。	・市街地内に島状に分布する樹林地、農地 ・市街地内の公園 ・工場や学校等の植栽地 等



図 3-9 生態系ネットワークのイメージ図

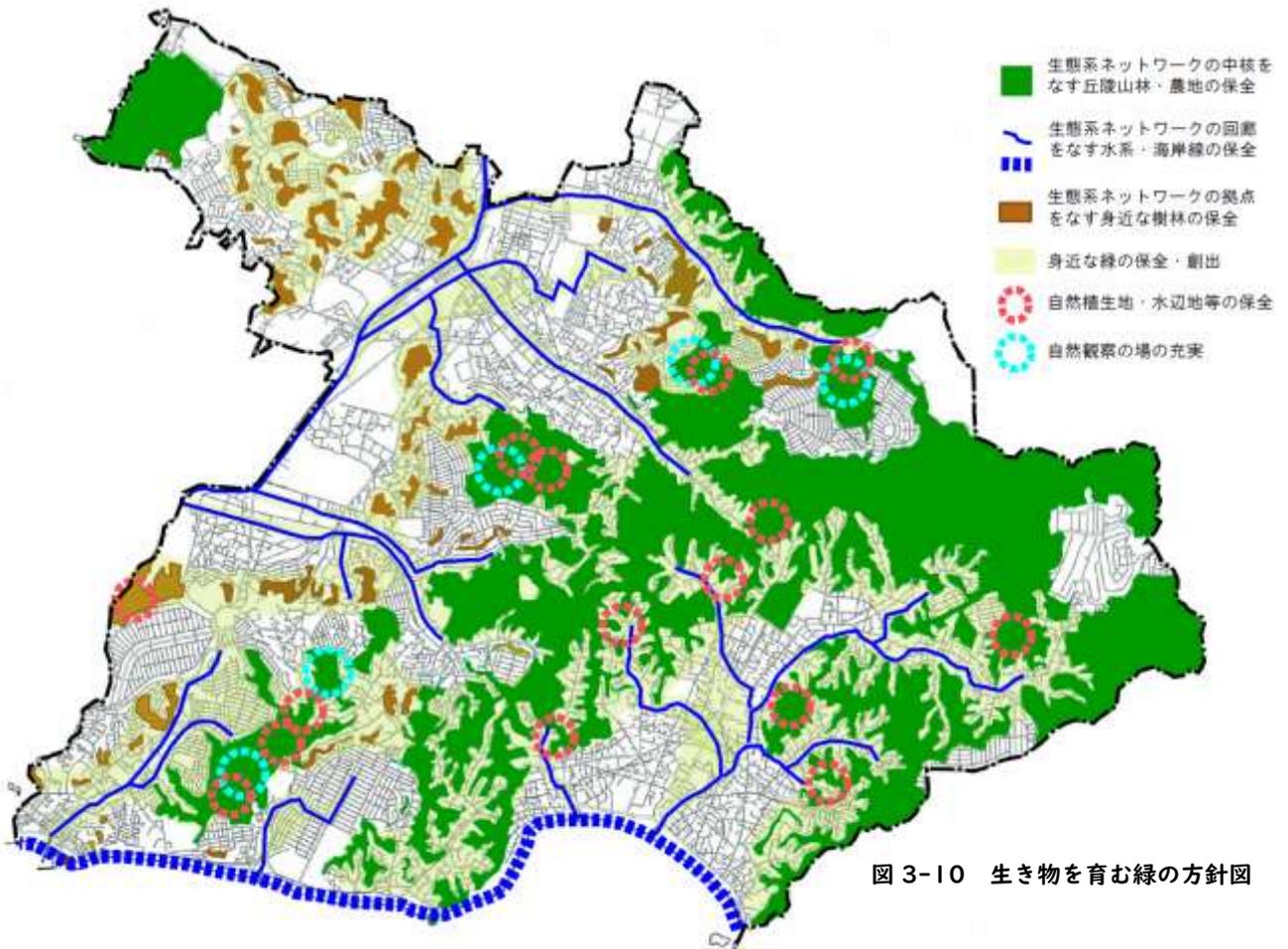


図 3-10 生き物を育む緑の方針図

5) 交流とふれあいを広げる緑



身近な生活空間や市域の様々な場所で、市民のより活発な交流促進やレクリエーション活動が展開されるよう、市民要望を取り入れた公園づくりや管理を進めます。

また、市民や来訪者が歴史文化や美しい景観とふれあい、自然的環境の中でのレクリエーション活動等が楽しめる場を提供します。

■ 利用の促進や価値の向上につながる公園や緑地の質の向上を進めます

○身近な公園が地域住民により幅広く利用され、存在価値の高い施設となるよう、公園の質の向上を目指し、地域の実情に即した公園機能の見直しや必要に応じた再整備を図ります。

○地域制緑地について、交流とふれあいの場としての活用を検討します。

■ 個性ある公園づくりを進めます

○都市公園整備では、各公園が本市の景観資源・観光資源ともなるよう、公園協議会制度の活用やインクルーシブな施設の設置などにより、資源を最大限にいかした特色ある公園づくりをめざします。

○身近に都市公園が不足している市街地の区域に対しては、今後の市街地開発における提供公園の開設や、民有地を活用したオープンスペースの設置などを図ります。

○既存の児童遊園や青少年広場等を交流の場として有効に活用し、都市公園として供用開始を目指します。

○新しいまちづくり計画が進められている深沢地域国鉄跡地周辺拠点において、まちのシンボルや交流拠点となり、災害時の避難場所の機能を有し、憩いの場となる公園を整備すると共に、民間活力を活かしたオープンスペースの設置や快適な歩行空間の整備などにより、活発な交流・活動が展開される環境を整えます。

■ 歴史文化や美しい自然・景観とのふれあいの場を増やします

○史跡永福寺跡や史跡北条氏常盤亭跡などの将来的な都市公園整備をめざす歴史文化資源や、鎌倉中央公園、鎌倉広町緑地などの都市公園を、歴史教育・自然環境教育の場として積極的に活用します。

○自然とのふれあいの場として活用されている鎌倉海浜公園、鎌倉中央公園、六国見山森林公園、散在ガ池森林公園等について、施設の充実などにより公園機能の向上を図ります。

○伝統的な祭りの背景となり、歴史文化とふれあう緑として、地域の交流とふれあいを広げる空間となっている、社寺境内地や農地の緑の保全を図ります。

■ 楽しく歩ける道のネットワークを形成します

○ハイキングコース・関東ふれあいの道に、市街地の緑道等を組み合わせ、まち歩きが楽しめる歩行空間のネットワーク形成を図ります。

■ 交流とふれあいの緑を支える連携を推進します

○地域住民との連携や支援策の充実により、身近な公園や緑地の整備・維持管理を推進します。

○緑地の保全や公園整備等を通じて、市民の健康づくりを推進します。

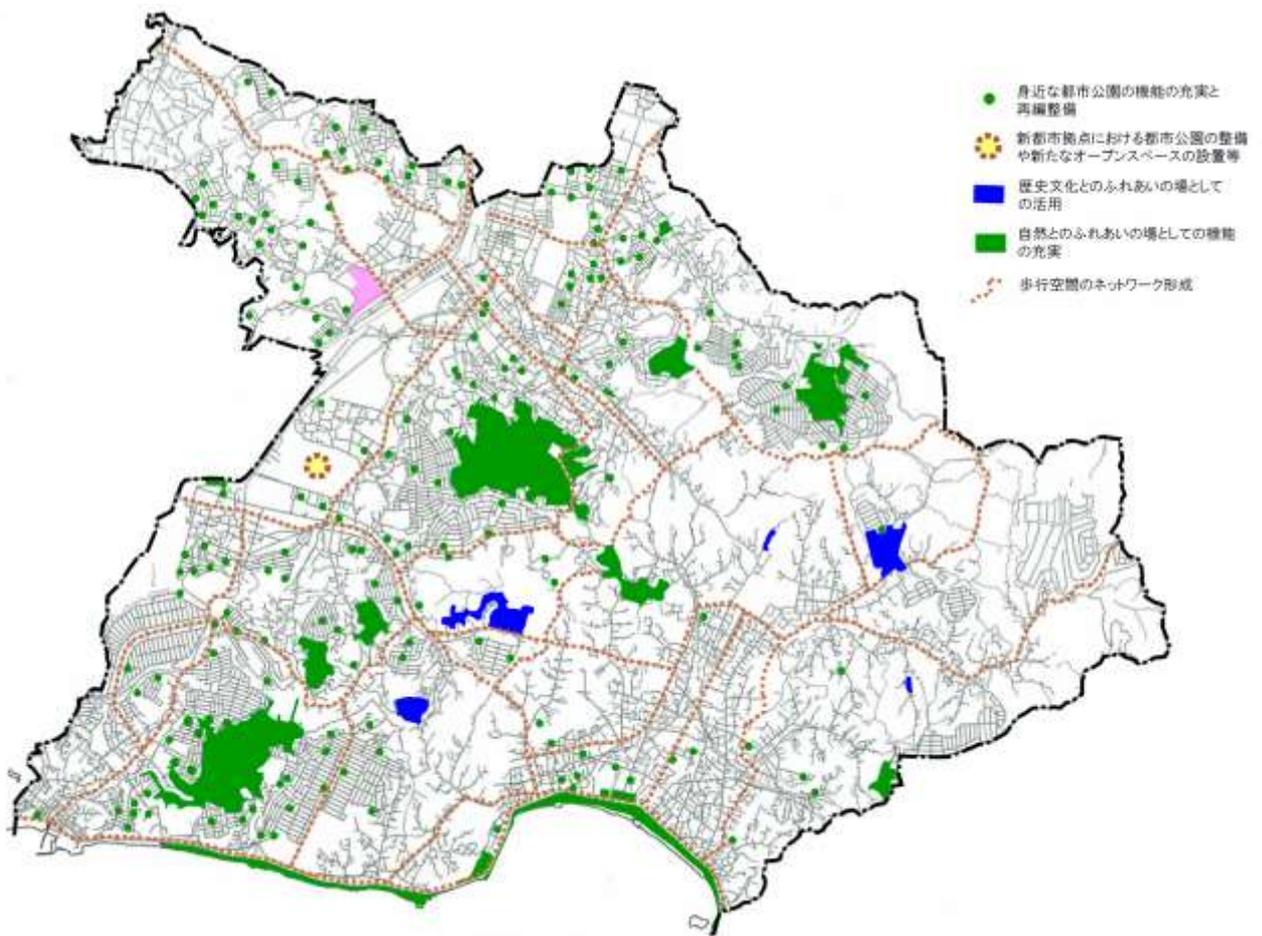


図 3-11 交流とふれあいを広げる緑の方針図

6) 美しい景観をつくる緑



鎌倉市景観計画に示す景観形成の基本方針等を踏まえて、本市の景観を特色づける緑を大切に保全するとともに、各地域の特色ある景観を創り出している緑を保全・創出し、地域の魅力を高めます。

■ 鎌倉を特色づける山・海の自然景観の緑を保全・継承します

- 自然環境と歴史文化資源が調和して存在する、古都の景観をつくる緑を保全します。
- 景観構造の骨格をつくる市街地背後の丘陵の山並み景観の緑と、市街地の前面に広がる海浜の自然景観、特色ある谷戸の自然景観、市街地を貫く水辺景観をつくる水・緑を保全します。
- 市域に点在する山・海の眺めが愉しめる眺望地点の緑地を、貴重な景観資源として位置づけ保全・活用します。
- 景観面に配慮した樹林地の適正管理を行い、丘陵地の健全な緑地景観を維持します。

■ 地域の個性や魅力の向上につながる緑を保全・創出します

- 鎌倉駅を中心とする古都景域では、市街地から間近に眺められる丘陵の緑を保全するとともに、谷戸の自然に囲まれた住宅の緑や、美しいまち並みを創り出している低地面に広がる低層住宅の緑を保全・育成します。
- 地域のシンボル景観となり、歩いて楽しむことができる、修景効果の高い緑の創出を誘導します。
- 丘陵住宅地では、宅地の生育した植栽等を適切に維持管理し、緑のまち並みが連続する景観を育成します。また、様々な主体が連携して、都市公園・街路樹・学校の植栽地など、地域の個性を表す景観資源となる緑を育てます。
- 玉縄地域では、まとまりのある農地に加え、周辺の樹林地や住宅の緑の保全を誘導し、地区特性である農のある風景を保全します。

■ 新しいまちの魅力を高める緑を整備・創出します

- 大船駅周辺拠点や深沢地域国鉄跡地周辺拠点では、柏尾川・砂押川・小袋谷川などの河川や周辺部に残る既存樹林を、まちの魅力を高める景観資源として有効に保全・活用します。
- 今後の土地利用の動きに合わせて、公園・広場・街路樹などまちのシンボル景観となる緑・オープンスペースの整備・創出を図るほか、まちのにぎわい感を高める民有地の緑化を誘導します。

■ かまくら景観百選に選定されている水・緑の景観を保全・活用します

- かまくら景観百選に選定されている坂、切通、古道、桜並木、河川、歴史的建造物、江ノ電浴線等の景観資源と結びついた緑を保全・活用します。

■ 景観をつくる緑を支える連携を推進します

○国・県や関係する自治体と連携し、広域的な景観形成につながる緑の保全と緑の質の充実に取り組みます。

○緑の少ない住宅地や工業地域では、市民・企業等と連携してまち並みの緑化を誘導し、緑の連続性を向上させます。

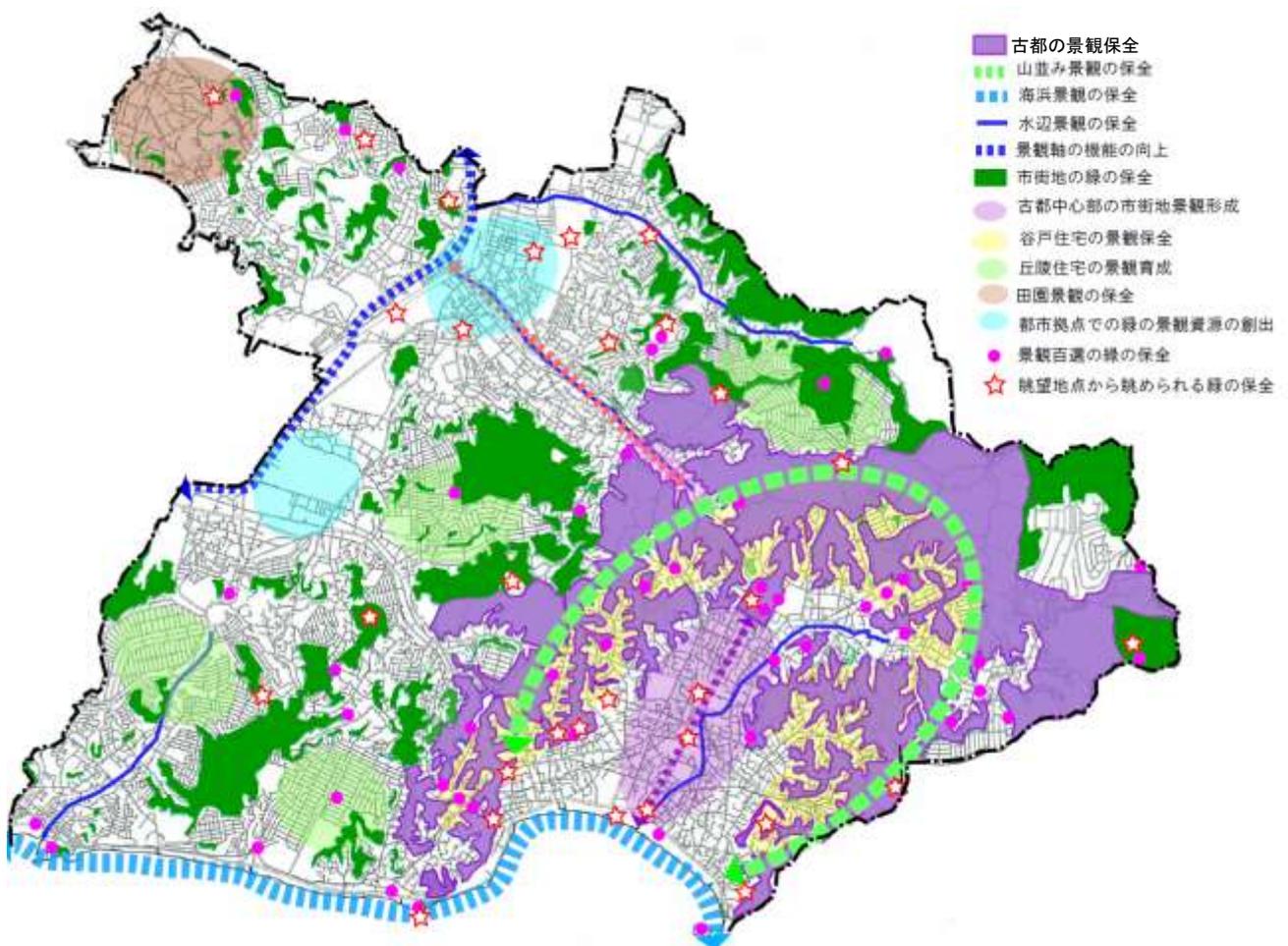


図 3-12 美しい景観をつくる緑の方針図

7) 暮らしを支え豊かにする緑



生活の身近な場所での、「暮らしの快適性を高める緑」、「身近な生き物とふれあえる緑」、「交流や散策・休養・まち歩きを楽しむ緑」、「まちの魅力を高める緑」などを、市街地の立地や土地利用に合わせて保全・創出し、生活と結びついたまちの緑の充実とネットワーク形成を図ります。

■ 身近な生活空間の緑を増やし、緑の連続性を高めます

- 低地面の市街地では、緑化面積の拡大によって透水面の増大を図り、流域の水循環の維持・回復に繋がります。
- 市独自の保全制度の適用や市民が主体となるまちづくり計画と連携した取組により、市街地内に残る樹林・社寺・生産緑地や公園を核として、学校の緑、街路樹、河川の水辺空間などを結び付け、生活空間の中に連続性のある緑の環境を創出します。
- 良好な居住地環境を形成している、谷戸の趣のある宅地の緑、まち並みと調和した丘陵住宅地の緑などを守り、育てます。また、接道部の緑化を誘導してまち並みの緑の連続性を高めるとともに、残存する樹林地や生産緑地とのつながりを確保します。
- 商業・業務地では、土地利用転換などに合わせて、建築物と調和した魅力ある緑化空間の創出を図ります。
- 深沢地域国鉄跡地周辺拠点では、深沢地域の新しいまちづくり基本計画などに沿って、魅力あるまちを創り出すまちかどの緑など様々な民有地の緑の創出を図ります。
- 大船地域・深沢地域などの工業地では、工場敷地周辺の接道部の緑化や建物周りの緑化誘導などにより、工場と宅地との緩衝や、労務環境の快適性を高めます。

■ 道路・河川・公共施設等の社会インフラ施設の緑を増やし、緑の連続性を高めます

- 市街地の背景をなす緑や河川沿いの緑の一体的な保全を図ります。
- 市街地の緑のネットワークの拠点となる公園の環境を整えると共に、街路樹や植栽帯の整備などにより、緑のネットワークの軸を創出します。
- 河川沿いや道路を対象とする快適な歩行空間づくりを推進します。

■ 暮らしの緑を支える連携を推進します

- 市民・企業・NPO 団体等が、市街地の緑化や身近な緑の維持管理の担い手となる事業を展開します。
- 市民や事業者と連携し、緑の管理によって発生する間伐材等の利活用を検討します。

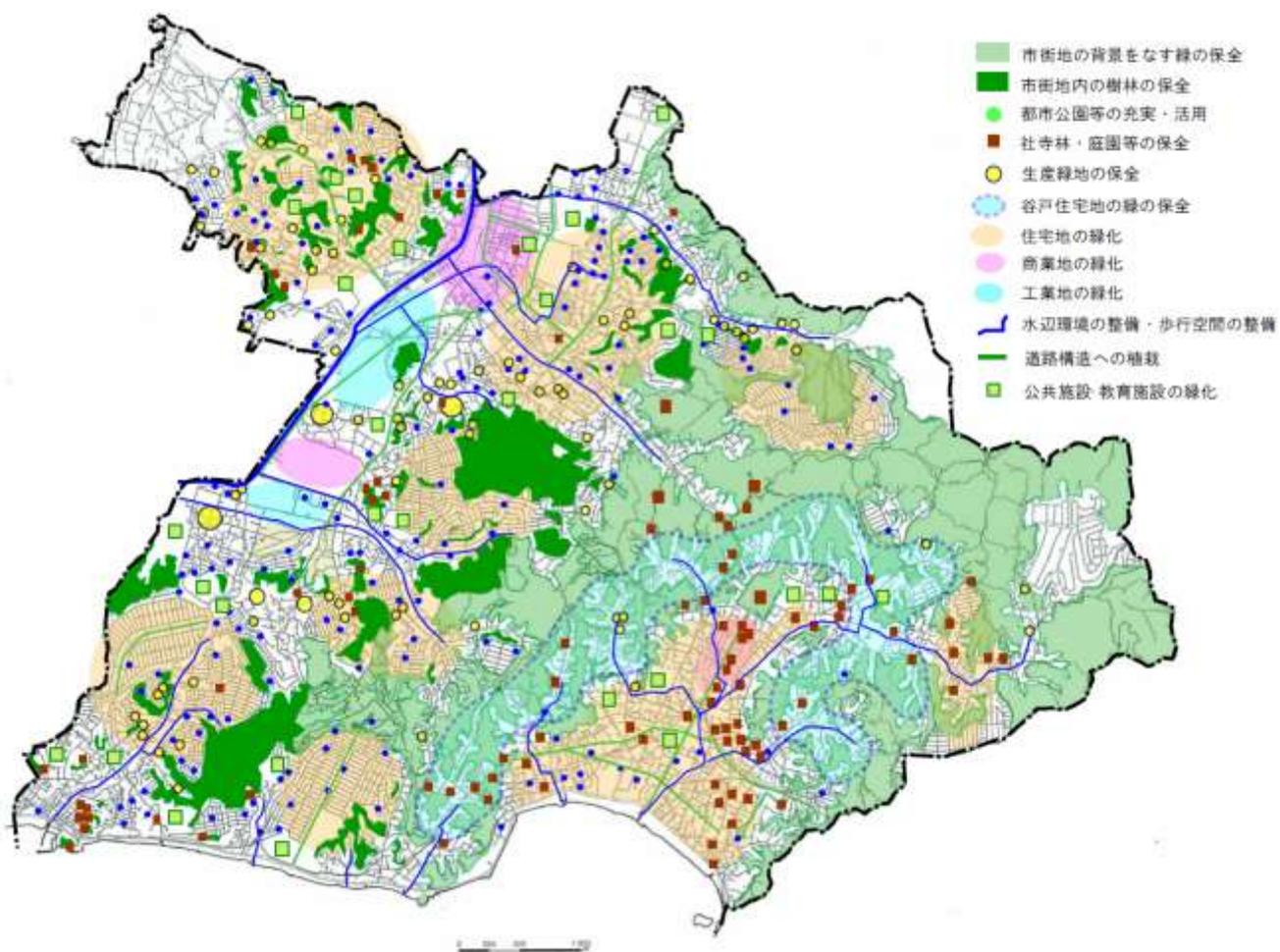


図 3-13 暮らしを支え豊かにする緑の方針図

3-2 保全・整備・緑化・連携の施策

1) 緑地の保全

1-6 緑の保全評価（51頁参照）に基づき、整理します。

■広域レベル、都市レベルで重要な緑及び貴重な資源を有する緑の保全（評価区分Ⅰの緑地）

①まとまりのある丘陵樹林地の保全

○市街化調整区域に広がる丘陵樹林地、古都の歴史的風土と豊かな自然環境

○既存のハイキングコース沿いや眺望地点・水辺地・歴史文化遺産の一部

⇒樹林地の保全にあたっては、歴史的風土保存計画・近郊緑地保全計画に基づく保全管理や、植生に応じた適正な管理を行うことで、歴史的風土保存・生物多様性の確保・都市景観形成などの機能を維持します。

⇒主に規制の厳しい法制度による緑地の保全・管理を方針とします。

②鎌倉を特色づける海岸線の保全

○市街地の前面に広がる、材木座海岸から腰越海岸までの美しい海岸線の自然

○多様な生物が生息する、海岸線の砂浜から潮間帯にかけての自然環境

⇒主に都市公園等の施設緑地の整備・管理、市民との連携による緑の保全・管理を方針とします。

③三大緑地の保全

○市街化区域に残る三大緑地である、生物多様性の確保・景観形成・環境負荷の調整・防災などの機能を複合的に持つ、都市環境の基盤をなす緑

○良好な自然環境が残る鎌倉広町緑地

○歴史的風土特別保存地区とつながり、自然とのふれあいの場となる常盤山特別緑地保全地区

○谷戸の自然環境を保全し、自然とのふれあいの場としての保全・活用を図る山崎・台峯緑地

⇒主に規制の厳しい法制度による緑地の保全・管理、都市公園等の施設緑地の整備・管理を方針とします。

④市街地内の拠点的な緑地の保全

○市街地内に島状に分布する天神山・観音山・岡本地区・手広地区などの特別緑地保全地区

⇒主に規制の厳しい法制度による緑地の保全・管理、都市公園等の施設緑地の整備・管理を方針とします。

■地域レベルで重要な緑（評価区分Ⅱの緑地）

①飛び石状に分布する樹林地の保全

○鎌倉山地区・七里が浜地区の海岸線沿い・梶原地区・大船地区などに見られる、飛び石状に残る樹林地

⇒一部については、身近な自然とのふれあいの場として活用します。

⇒主に規制の厳しい法制度による緑地の保全・管理、都市公園等の施設緑地の整備・管理、緩やかな法制度による緑地の保全・管理、市民との連携による緑の保全・管理を方針とします。

②市街化調整区域の農地の保全

○まとまりのある良好な田園景観となっている関谷地区に広がる市街化調整区域の農地

⇒主に規制の厳しい法制度による緑地の保全・管理を方針とします。

■地区レベルで重要な緑（評価区分Ⅲの緑地）

①緑豊かな市街地環境を形成する身近な樹林地の保全

○市街地内の小規模樹林地

⇒緑豊かな市街地環境の形成につながる生活の緑として、まちづくり計画や景観計画と連携しつつ保全を誘導します。

⇒主に緩やかな法制度による緑地の保全・管理、市民との連携による緑の保全・管理を方針とします。

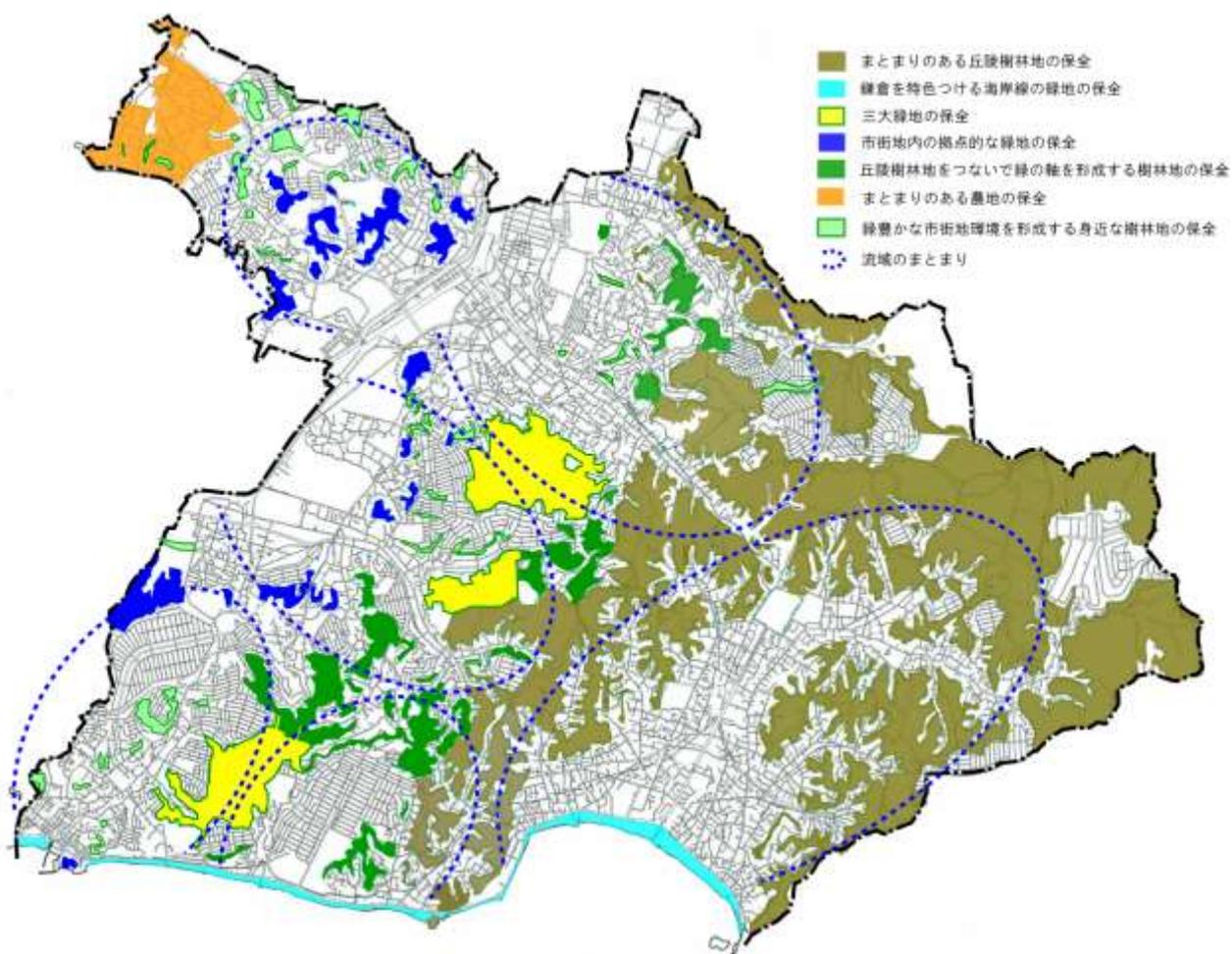


図 3-14 緑の保全方針図

2) 都市公園等の整備

■市街地の公園等の整備・充実

①身近な都市公園の機能の充実と再編整備

○市民の身近な交流活動の場となる公園について、子供の遊び・運動・散策・休息などの多様な市民ニーズに対応できるよう、施設の改善や再編整備を図り、ストック機能を高めます。

○市街地開発に伴う提供公園の設置や児童遊園の活用、民有地を活用した広場づくりなどを誘導・推進し、身近な生活空間での市民の利用に供する施設の充実を図ります。

■市街地中心部での公園やオープンスペースづくり

①新都市拠点における都市公園の整備

○新しいまちづくりが進められている深沢地域国鉄跡地周辺拠点において、鎌倉の顔となり、まちの魅力を高める公園を整備します。

②新たな土地利用に合わせたオープンスペースの創出等

○鎌倉駅周辺拠点・大船駅周辺拠点・深沢地域国鉄跡地周辺拠点では、新しい土地利用に合わせたオープンスペースの創出や、公園・歩道・水辺のプロムナード、民有地の緑化スペースなどを組み合わせた快適に歩ける道づくりを進めます。

■歴史文化や自然とのふれあい活動の場の充実

①自然とのふれあいの場としての機能の充実

○豊かな自然環境をもつ鎌倉中央公園、鎌倉広町緑地、六国見山森林公園、散在ガ池森林公園等を、自然とのふれあい活動の場として幅広く利用されるよう、施設の改善や機能の充実を図ります。

②歴史文化とのふれあいの場としての活用

○重要な歴史文化遺産である旧華頂宮邸、扇湖山荘等を、歴史文化とのふれあいの場として活用するため、歴史的環境を保全するとともに、都市公園等としての整備・活用に向けた取組を推進します。

○史跡永福寺跡及び史跡北条氏常盤亭跡は、将来的な都市公園等としての整備を検討します。

○自然歩道やハイキングコースなどを組み合わせ、市域の景勝地や主要公園、歴史文化資源等の巡り歩きが楽しめる、歩行空間ネットワークづくりを進めます。



市街地の身近な公園（上関きりん公園 笛田）



自然とのふれあい活動の場(鎌倉中央公園 山崎)

■防災・減災機能を備えた公園づくり

①防災機能の充実

○災害時の広域避難場所やミニ防災拠点に位置付けられている公園やオープンスペースについて、避難地機能を高める緑化や施設の充実を図ります。

②雨水貯留機能を備えた公園づくり等

○低地面の市街地に立地する公園では、グリーンインフラの視点を取り入れた、洪水時の雨水貯留機能を有する公園づくりなどを進めます。

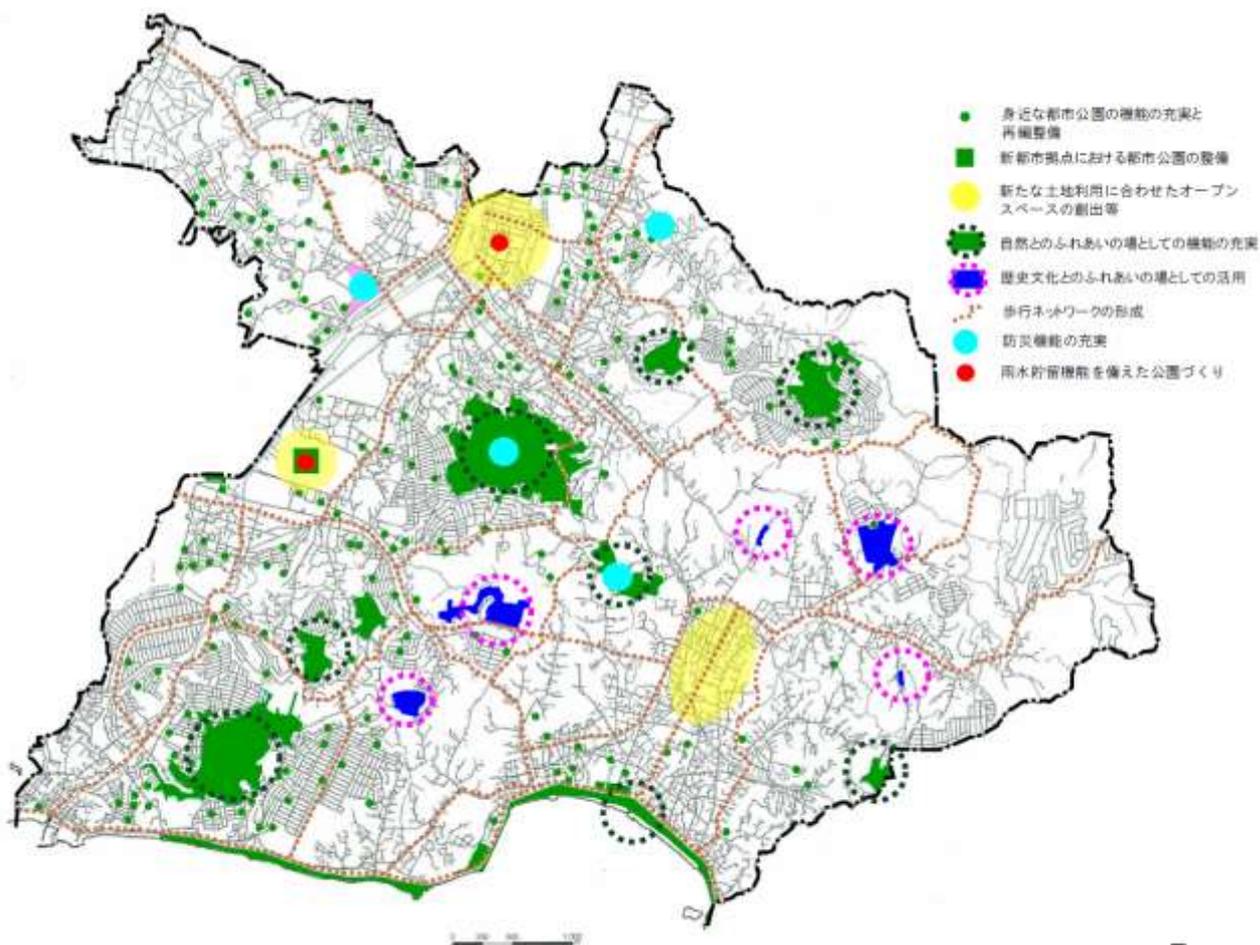


図 3-15 都市公園等の整備方針図

3) 緑化の推進

■生活空間の身近な緑の充実

①谷戸の住宅の緑の保全と緑化

○鎌倉を特色づける、谷戸の自然環境と調和した趣のある住宅の緑を、所有者と連携して保全に努めます。

②丘陵住宅地の緑化

○生育した緑を持つ丘陵住宅地では、植栽地の適切な維持管理によって緑と調和した居住地環境の維持を図ります。

○景観形成上重要な地区、土地利用転換に合わせた景観整備が求められる地区などに対しては、鎌倉市景観計画に沿った緑化を推進します。

③緑の少ない市街地でのまち並みの緑の連続性の向上

○緑の少ない住宅地では、接道部の緑化を誘導し、地域の市街地の状況に合わせたまち並みの緑の連続性を高めます。

④工業地・商業地の緑化

○工場の集積する地区では、都市イメージの向上につながる敷地外周部の緑化を誘導します。

○三つの拠点(鎌倉・大船・深沢)の商業施設が集積する地区では、まちの魅力の向上につながるよう重点的に緑化を推進します。

○地球温暖化防止に資する高木の植栽の誘導を図るとともに、建築物の壁面や屋上緑化を推進します。

○低地面の市街地では、緑化の推進によって透水面の増大を図り、流域の水循環の維持・回復と洪水の緩和に繋がります。



中学校の緑化（大船中学校 大船）



工場の敷地内緑化(上町屋)
(写真提供：三菱電機株式会社)

■公共施設の緑化と、市街地での緑のネットワーク形成

①公園の緑化・維持管理、街路樹及び河川環境の整備・維持管理、公共施設・教育施設の緑化

○公園の緑化、街路樹の維持管理、河川の環境整備、公共建物敷地の緑化を進め、市街地での緑のネットワーク形成の拠点や軸となる緑を創出し、その連続性を高めます。

○これらの公共施設の緑化にあたっては、景観面での配慮とともに、風の道づくりや生態系ネットワークの形成にも配慮します。

■場所にあった種の選定

○地域特性に応じた郷土種の使用や、植栽箇所に適した種の選定を促します。

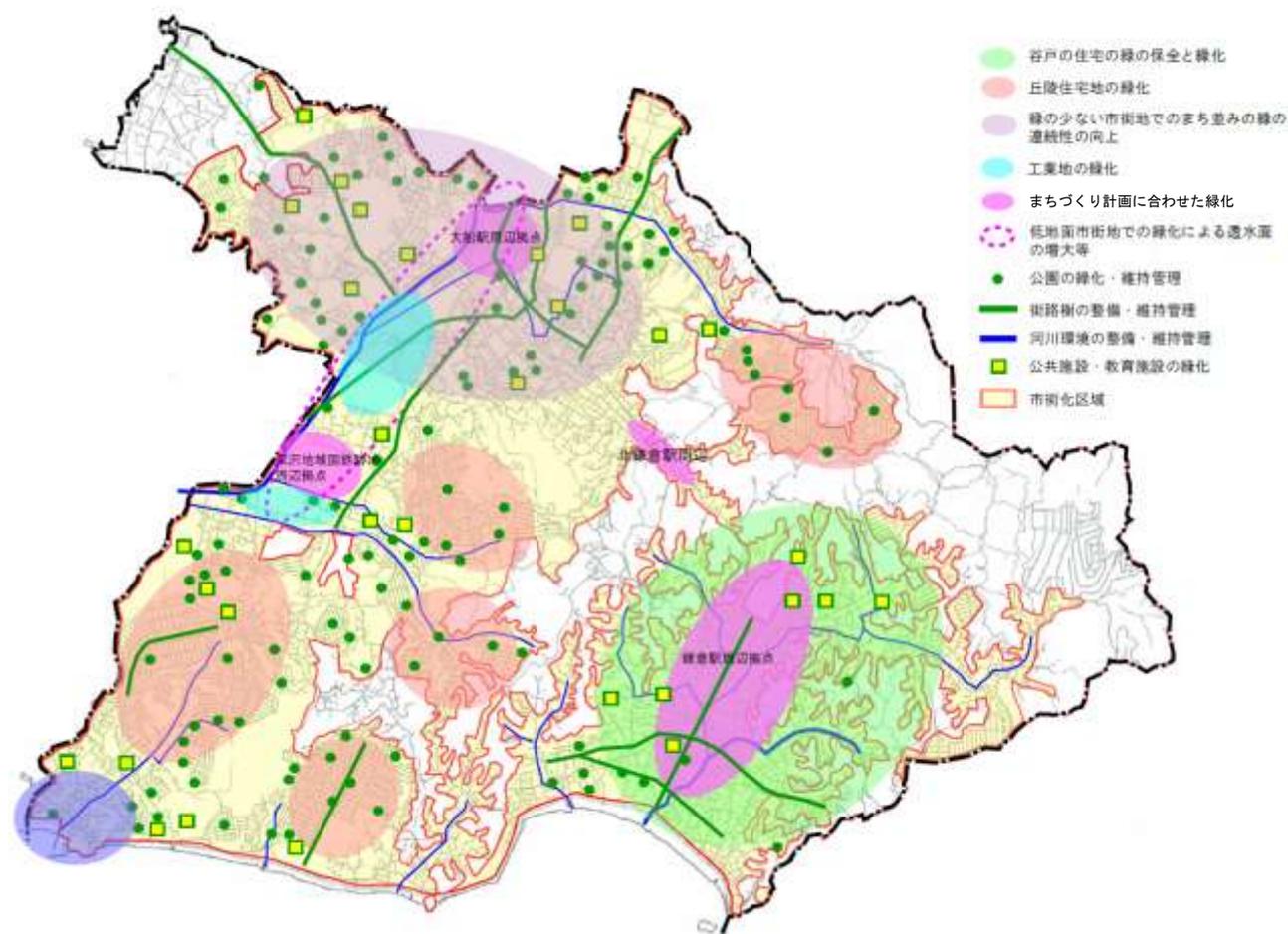


図 3-16 緑化推進の方針図

4) 連携の推進

■緑の将来都市像の共有

①環境と暮らしを支える緑の保全・管理の連携

○暮らしとともにある身近な緑が、都市環境を支える緑と共にネットワークを形成し、暮らしを豊かにしている姿を、市民をはじめとした多くの主体が将来都市像として共有できるよう、情報を提供します。

②公園・街路樹・河川環境等の維持管理の連携

○特別緑地保全地区での樹林管理、都市公園等の整備やその維持管理、市街地の緑化など、多くの主体が、多くの形で参加・参画できる場をつくります。

○緑の機能や暮らしとの関わりなど、古都鎌倉の緑について、その知識の普及に努めます。

■広域的な緑の連携

①歴史的風土・近郊緑地の保全・管理に向けた広域連携、相模湾岸のなぎさの緑づくりとの連携

○本市の緑は、多摩丘陵の緑と三浦丘陵の緑をつなぐ結節点に位置し、また相模湾の渚エリアにあることを踏まえて、広域的な緑のネットワーク上、首都圏の重要な緑を持つ都市として、緑の保全・整備・活用などについて、隣接市をはじめ関係する都市とその市民との連携を推進します。

○本市の歴史的風土保存区域は逗子市に、近郊緑地保全区域は横浜市に連なっています。

また、海岸線や河川など、緑の資源が広域性をもって存在しています。

こうした状況を踏まえ、国・県や隣接市との連携を深めて、より効率的な保全・活用に繋げます。

○京都・奈良とともに日本を代表する古都であり、歴史的遺産と一体となった緑豊かな都市づくりを推進したことに誇りをもって、歴史文化を大切にする多くの都市との連携を推進します。



緑のレンジャーの活動
(写真提供：NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー)



鎌倉里山フェスタ (御谷 雪ノ下)
(写真提供：(公財) 鎌倉風致保存会)

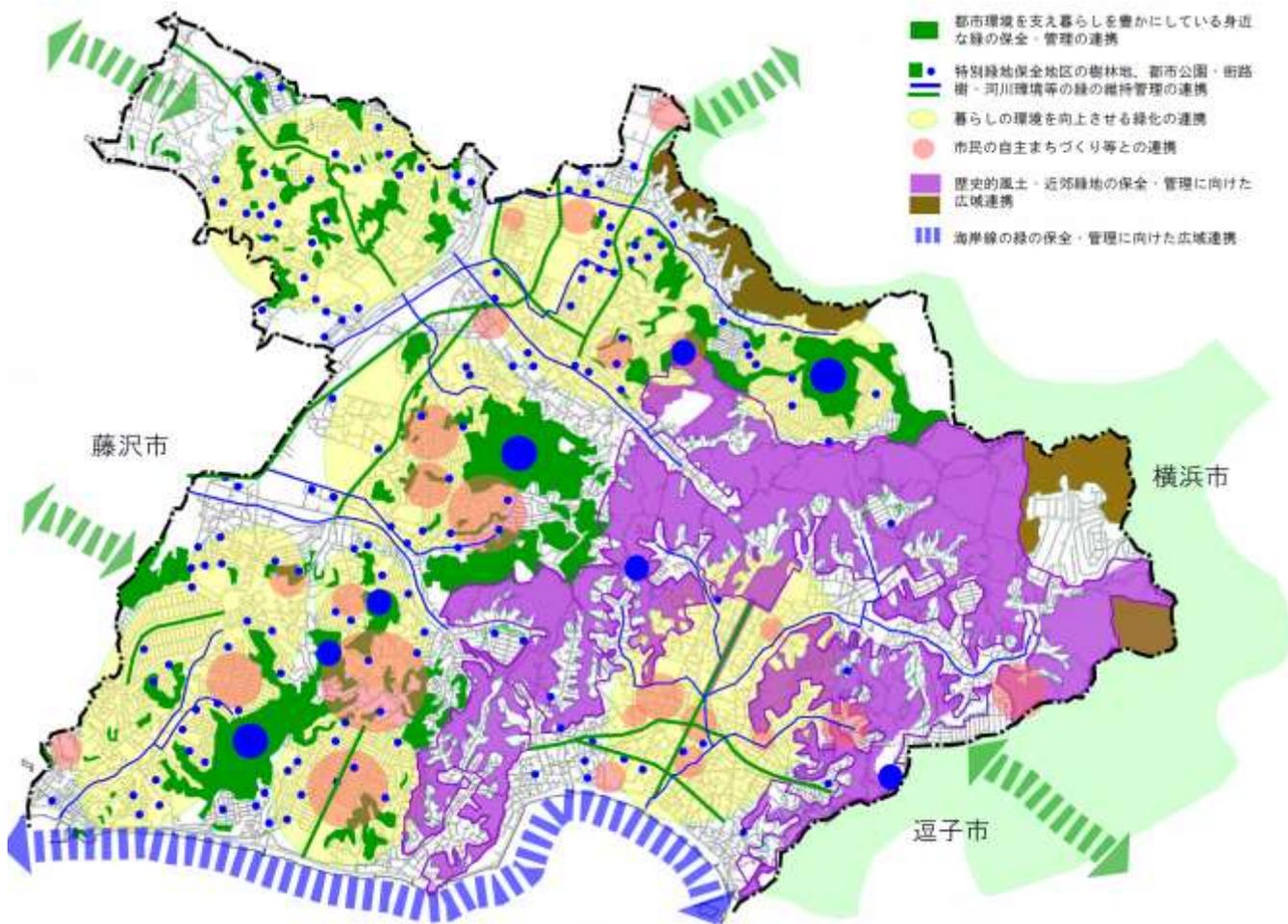


図 3-17 連携推進の方針図

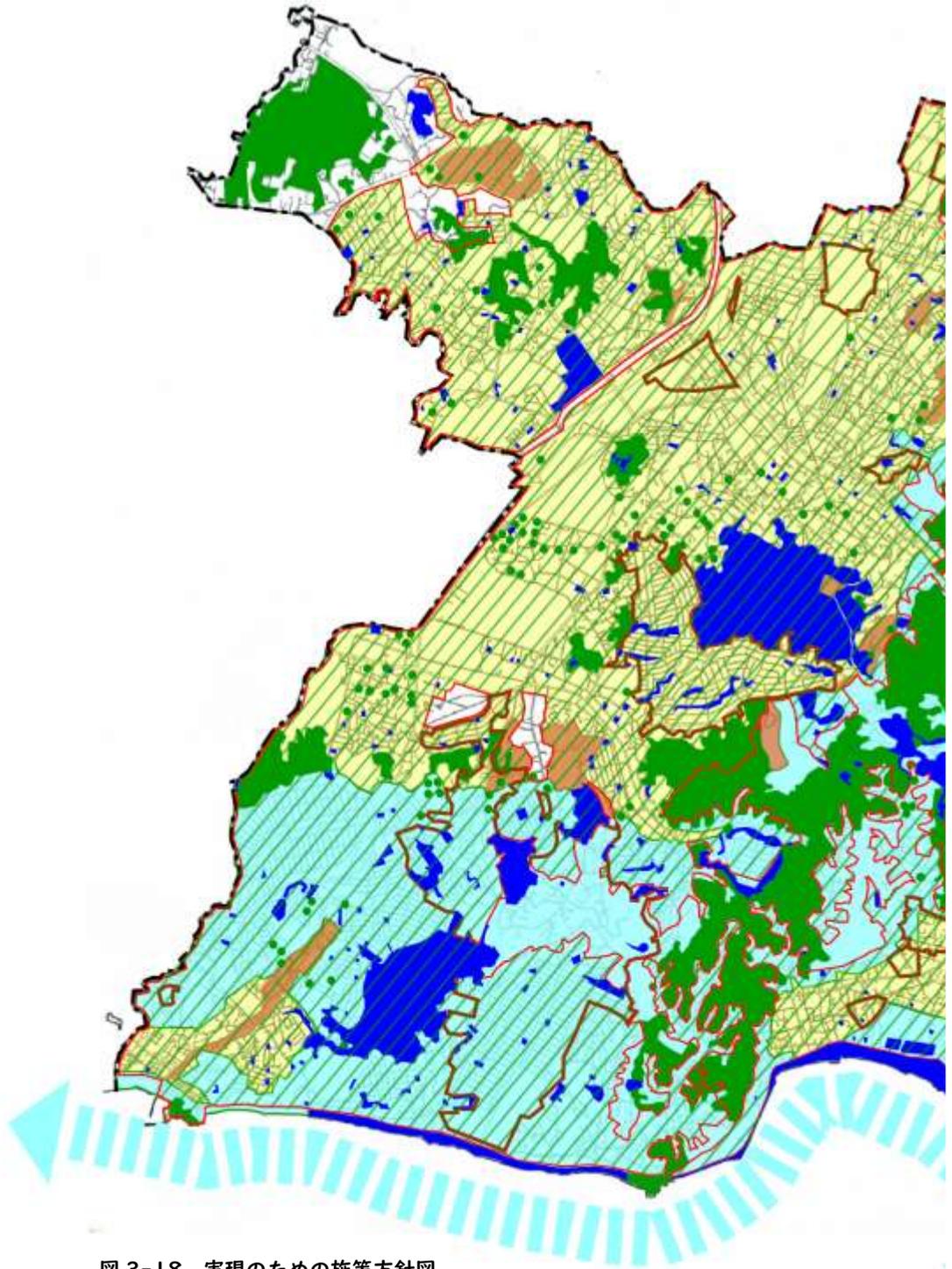


図 3-18 実現のための施策方針図

■施策と凡例の対応

計画推進のための施策との対応	施策方針	主な計画推進のための制度・事業
緑地の保全	規制の厳しい法制度による緑地の保全・管理	歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、農用地区域、生産緑地地区
	緩やかな法制度による緑地の保全・管理	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、風致地区
	市民との連携による緑の保全・管理	保全配慮地区
都市公園等の整備	都市公園等の施設緑地の整備・管理	都市公園、市が所有管理する緑地など
緑化の推進	法制度の適用や緑化重点地区での緑化・公共施設の緑化の推進	緑化地域、緑化重点地区、公共施設緑化事業
連携の推進	市民の自主的なまちづくりによる緑の保全・創出	地区計画、緑地協定、自主まちづくり計画の提案
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	まち並みのみどりの奨励事業、トラストとの連携、緑のレンジャー、公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会

